

(別紙様式第1)

家庭裁判所調査官の家事事件及び人事訴訟事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 大阪家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部							出 張 所													
					配置 支部 総数	堺 支部	岸 和田 支部	支 部	支 部	支 部	未 配置 支部 総数	支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	出 張 所 総 数	出 張 所	出 張 所	出 張 所	出 張 所	出 張 所							
総 数			12359	8592	3767	2740	1027	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
家 事 事 件	家事事件総数		12303	8547	3756	2733	1023	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	審 判	別表第1	3447	2493	954	769	185				0									0										
		別表第2	784	607	177	129	48				0									0										
		期日立会い	465	384	81	52	29				0									0										
	調 停	別表第2	5180	3403	1777	1215	562				0									0										
		期日立会い	4145	2697	1448	972	476				0									0										
		別表第2以外	1868	1353	515	372	143				0									0										
		期日立会い	1476	1044	432	305	127				0									0										
	共 助		3	1	2	1	1				0									0										
	雑	保全処分	214	137	77	57	20				0									0										
		保全処分以外	807	553	254	190	64				0									0										
人 事 訴 訟 事 件			56	45	11	7	4				0																			
て ん 補 状 況			(例) 1:本庁／□□支部／審判別表第1／5件 2:〇〇支部／△△支部／調停別表第2以外／3件									て ん 補 を 実 施 し た 庁 名							て ん 補 を 実 施 し た 庁 名											
備 考																														

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。

なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。

- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 大阪家庭裁判所

事件の種別			庁 名	総 数	本 庁	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
						支 部 総 数	堺 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部
総 数				6478	4185	2293	2293	0	0	0	0
一 般	一 般 総 数			3476	2375	1101	1101	0	0	0	0
	観 護 措 置			953	646	307	307				
	在 宅	通常調査		2277	1532	745	745				
		簡易面接		123	123	0	0				
		書面照会		1	1	0	0				
	試 験 観 察			122	73	49	49				
交 通	交 通 総 数			2945	1769	1176	1176	0	0	0	0
	致過 死失 傷運 等転	観護措置		14	9	5	5				
		在 宅		1429	940	489	489				
	道交 等	観護措置		85	47	38	38				
		在 宅		1406	765	641	641				
	試 験 観 察			11	8	3	3				
準少年・共助等				57	41	16	16				
てん補状況				(例) 1:本庁/〇〇支部/一般観護措置/2件 2:□□支部/△△支部/道交等在宅/5件							
備 考											

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」（（無免許）過失運転致死傷保護事件、（無免許）過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件、車両運転による（業務上・重）過失致死傷保護事件、自動車運転過失致死傷保護事件及び（無免許）危険運転致死傷保護事件）及び「道交等」（道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件）をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名) 大阪家庭裁判所

事件の種別 庁 名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	堺 支 部	岸 和 田 支 部	支 部	支 部	支 部
家 事 事 件	209	163	46	25	21			
人 事 訴 訟 事 件	16	11	5	3	2			
少 年 事 件	84	70	14	14	0			

(注)

- 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 期日立会い命令については計上しない。

(庁名) 京都家庭裁判所

事件の種類 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出 張 所							
					配置 支部 総数	舞 鶴 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	未 配 置 支 部 総 数	園 部 支 部	宮 津 支 部	福 知 山 支 部	支 部	支 部	支 部	出 張 所 総 数	出 張 所	出 張 所	出 張 所	出 張 所	出 張 所
総 数			5452	4647	121	121	0	0	0	0	684	194	222	268	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家 事 事 件	家事事件総数		5435	4632	121	121	0	0	0	0	682	194	221	267	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	審 判	別表第 1	1275	1111	12	12					152	81	33	38					0				
		別表第二	414	325	4	4					85	16	58	11					0				
		期日立会し	259	194	4	4					61	12	42	7					0				
	調 停	別表第 2	2347	1978	69	69					300	47	95	158					0				
		期日立会し	1942	1657	52	52					233	29	83	121					0				
		別表第 2 以外	1028	913	25	25					90	33	15	42					0				
		期日立会し	846	757	21	21					68	21	14	33					0				
	共 助		0	0	0	0					0	0	0	0					0				
	雑	保全処分	83	72	2	2					9	1	4	4					0				
		保全処分以外	288	233	9	9					46	16	16	14					0				
人 事 訴 訟 事 件			17	15	0	0					2	0	1	1									
てん 補 状 況			なし								てん補を実施した庁名						てん補を実施した庁名						
											本 庁	舞 鶴 支 部	舞 鶴 支 部										
備 考																							

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。
なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。
- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表（平成27年）

(庁名) 京都 家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	少年事件を取り扱っている支部					
					支部 総 数	舞 鶴 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部
総 数			1633	1516	117	117	0	0	0	0
一 般	一 般 総 数		936	874	62	62	0	0	0	0
	観 護 措 置		217	211	6	6				
	在 宅	通常調査	680	626	54	54				
		簡易面接	0	0	0	0				
		書面照会	0	0	0	0				
	試 験 観 察		39	37	2	2				
交 通	交 通 総 数		697	642	55	55	0	0	0	0
	致過 死失 傷運 転	観護措置	3	3	0	0				
		在 宅	293	269	24	24				
	道交等	観護措置	24	23	1	1				
		在 宅	373	343	30	30				
	試 験 観 察		4	4	0	0		0	0	
準少年・共助等				14		0				
てん補状況			(例) 1:本庁／〇〇支部／一般観護措置／2件 2:□□支部／△△支部／道交等在宅／5件							
			なし							
備 考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合には、それぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」((無免許)過失運転致死傷保護事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件、車両運転による(業務上・重)過失致死傷保護事件、自動車運転過失致死傷保護事件及び(無免許)危険運転致死傷保護事件)及び「道交等」(道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件)をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名) 京都家庭裁判所

事件の種別 庁 名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	舞 鶴 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部
家 事 事 件	95	75	20	20				
人 事 訴 訟 事 件	11	9	2	2				
少 年 事 件	19	18	1	1				

(注)

- 1 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、事件本人等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 2 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 3 期日出席命令については計上しない。

(庁名) 神戸 家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出 張 所							
					配置 支部 総数	伊 丹 支 部	尼 崎 支 部	姫 路 支 部	豊 岡 支 部	洲 本 支 部	未 配 置 支 部 総数	明 石 支 部	柏 原 支 部	社 支 部	龍 野 支 部	支 部	支 部	出 張 所 総 数	浜 坂 出 張 所	出 張 所	出 張 所	出 張 所	出 張 所
総 数			9223	2949	4913	1010	1637	1865	220	181	1326	754	131	273	168	0	0	35	35	0	0	0	0
家 事 事 件	家事事件総数		9185	2932	4892	1010	1634	1851	216	181	1326	754	131	273	168	0	0	35	35	0	0	0	0
	審 判	別表第1	2367	749	1245	333	396	423	58	35	368	181	58	75	54			5	5				
		別表第2	635	272	317	62	100	117	14	24	46	23	7	9	7			0	0				
		期日立会い	352	168	158	29	46	57	10	16	26	13	2	5	6			0	0				
	調 停	別表第2	3822	1199	2013	386	721	737	75	94	591	365	45	113	68			19	19				
		期日立会い	3149	983	1668	313	598	608	55	94	482	295	35	92	60			16	16				
		別表第2以外	1527	459	834	161	276	340	41	16	224	145	14	44	21			10	10				
		期日立会い	1255	375	697	131	231	283	37	15	174	111	10	36	17			9	9				
	共 助		2	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0			0	0				
	雑	保全処分	157	80	69	16	24	24	5	0	7	3	0	4	0			1	1				
保全処分以外		675	172	413	52	117	209	23	12	90	37	7	28	18			0	0					
人 事 訴 訟 事 件			38	17	21	0	3	14	4	0	0	0	0	0	0								
て ん 補 状 況			(例) 1:本庁/□□支部/審判別表第1/5件 2:〇〇支部/△△支部/調停別表第2以外/3件 本庁/姫路支部/審判別表第1/14件									て ん 補 を 実 施 し た 庁 名							て ん 補 を 実 施 し た 庁 名				
												本 庁	尼 崎 支 部	姫 路 支 部	姫 路 支 部						豊 岡 支 部		
備 考																							

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。

なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。

- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 神戸 家庭裁判所

事件の種別			庁 名	総 数	本 庁	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
						支 部 総 数	尼 崎 支 部	姫 路 支 部	豊 岡 支 部	洲 本 支 部	支 部
総 数				3710	1641	2069	884	1058	44	83	
一 般	一 般 総 数			1934	988	946	390	496	20	40	
	観 護 措 置			560	278	282	122	146	3	11	
	在 宅	通常調査		1271	662	609	227	337	17	28	
		簡易面接		46	15	31	31	0	0	0	
		書面照会		3	0	3	3	0	0	0	
	試 験 観 察			54	33	21	7	13	0	1	
交 通	交 通 総 数			1735	629	1106	489	550	24	43	
	致 過 死 失 傷 通 等 転	観護措置		4	1	3	2	1	0	0	
		在 宅		734	298	436	93	305	14	24	
	道 交 等	観護措置		36	21	15	2	13	0	0	
		在 宅		955	305	650	391	230	10	19	
	試 験 観 察			6	4	2	1	1	0	0	
準少年・共助等				41	24	17	5	12	0	0	
てん補状況											
備 考											

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」（（無免許）過失運転致死傷保護事件、（無免許）過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件（無免許）危険運転致死傷保護事件及び車両運転による（業務上・重）過失致死傷保護事件）及び「道交等」（道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件）をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名) 神戸 家庭裁判所

事件の種別 庁 名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	伊 丹 支 部	尼 崎 支 部	姫 路 支 部	豊 岡 支 部	洲 本 支 部
家 事 事 件	170	74	96	29	18	20	17	12
人 事 訴 訟 事 件	15	6	9	0	0	5	4	0
少 年 事 件	37	17	20	0	6	8	2	4

(注)

- 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 期日立会い命令については計上しない。

(庁名) 奈良家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出張所							
					配置 支部 総数	葛 城 支 部	五 條 支 部	支 部	支 部	支 部	未 配 置 支 部 総数	支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	出張 所 総 数	吉 野 出 張 所	出 張 所	出 張 所	出 張 所	出 張 所
総 数			2181	1312	814	715	99	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	55	0	0	0	0
家事事件	家事事件総数		2174	1305	814	715	99	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	55	0	0	0	0
	審 判	別表第1	482	249	212	185	27				0							21	21				
		別表第2	124	100	23	15	8				0							1	1				
		期日立会い	60	46	14	10	4				0							0	0				
	調 停	別表第2	937	574	338	297	41				0							25	25				
		期日立会い	794	473	300	263	37				0							21	21				
		別表第2以外	383	219	156	136	20				0							8	8				
		期日立会い	327	190	130	112	18				0							7	7				
	共 助		0	0	0	0	0				0							0	0				
	雑	保全処分	29	25	4	4	0				0							0	0				
		保全処分以外	219	138	81	78	3				0							0	0				
人事訴訟事件			7	7	0	0	0				0												
てん補状況			(例) 1: 本庁/□□支部/審判別表第1/5件 2: ○○支部/△△支部/調停別表第2以外/3件 葛城支部/五條支部/審判別表第1/1件, 審判別表第2/1件								てん補を実施した庁名							てん補を実施した庁名					
																		五條支部					
備 考																							

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。

なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。

- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27 年)

(庁名) 奈良家庭裁判所

事件の種類別 庁 名			総 数	本 庁	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
					支 部 総 数	葛 城 支 部	五 條 支 部	支 部	支 部	支 部
総 数			709	383	326	276	50	0	0	0
一 般	一 般 総 数		354	205	149	127	22	0	0	0
	観 護 措 置		73	43	30	26	4			
	在 宅	通常調査	269	154	115	99	16			
		簡易面接	0	0	0	0	0			
		書面照会	0	0	0	0	0			
	試 験 観 察		12	8	4	2	2			
交 通	交 通 総 数		352	176	176	148	28	0	0	0
	致過 死失 傷運 等転	観護措置	3	2	1	1	0			
		在 宅	172	97	75	60	15			
	道交 等	観護措置	15	9	6	6	0			
		在 宅	161	68	93	80	13			
	試 験 観 察		1	0	1	1	0			
準少年・共助等			3	2	1	1				
てん補状況			(例) 1:本庁／〇〇支部／一般観護措置／2件 2:□□支部／△△支部／道交等在宅／5件							
備 考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」(（無免許）過失運転致死傷保護事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件(無免許)危険運転致死傷保護事件及び車両運転による(業務上・重)過失致死傷保護事件)及び「道交等」(道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件)をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27 年)

(庁名) 奈良家庭裁判所

事件の種別 庁 名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	葛 城 支 部	五 條 支 部	支 部	支 部	支 部
家 事 事 件	51	25	26	21	5			
人 事 訴 訟 事 件	3	3	0	0	0			
少 年 事 件	6	4	2	2	0			

(注)

- 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 期日立会い命令については計上しない。

(別紙様式第1)

家庭裁判所調査官の家事事件及び人事訴訟事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 大津 家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出張所							
					配置 支部 総数	彦 根 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	未 配 置 支 部 総数	彦 根 支 部	長 浜 支 部	長 浜 支 部	支 部	支 部	支 部	出張 所 総 数	高 島 出 張 所	出張 所	出張 所	出張 所	出張 所
総 数			1739	1129	279	279	0	0	0	0	290	77	151	62	0	0	0	41	41	0	0	0	0
家事事件	家事事件総数		1737	1129	279	279	0	0	0	0	288	77	149	62	0	0	0	41	41	0	0	0	0
	審 判	別表第1	549	339	105	105					81	20	35	26				24	24				
		別表第2	69	46	16	16					5	4	1	0				2	2				
		期日立会い	39	22	12	12					4	4	0	0				1	1				
	調 停	別表第2	657	449	85	85					119	28	68	23				4	4				
		期日立会い	500	347	63	63					87	19	47	21				3	3				
		別表第2以外	249	174	20	20					51	17	32	2				4	4				
		期日立会い	180	131	8	8					37	14	21	2				4	4				
	共 助		1	1	0	0					0	0	0	0				0	0				
	雑	保全処分	22	13	5	5					4	1	2	1				0	0				
		保全処分以外	190	107	48	48					28	7	11	10				7	7				
人 事 訴 訟 事 件			2	0	0	0					2	0	2	0									
てん 補 状 況			本庁/彦根支部/調停別表第2/1件								てん補を実施した庁名						てん補を実施した庁名						
											1 月 本 庁 から 3 月	1 月 本 庁 から 8 月	彦 根 9 月 支 部 以降							本 庁			
備 考			平成27年4月1日彦根支部に家裁調査官配置 平成27年9月16日から彦根支部による長浜支部てん補開始																				

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。

なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。

- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 大津 家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
					支 部 総 数	支 部	支 部	支 部	支 部	支 部
総 数			692	692	0	0	0	0	0	0
一 般	一 般 総 数		352	352	0	0	0	0	0	0
	観 護 措 置		54	54	0					
	在 宅	通常調査	293	293	0					
		簡易面接	0	0	0					
		書面照会	0	0	0					
	試 験 観 察		5	5	0					
交 通	交 通 総 数		333	333	0	0	0	0	0	0
	致過 死失 傷運 等転	観護措置	2	2	0					
		在 宅	203	203	0					
	道交 等	観護措置	6	6	0					
		在 宅	120	120	0					
	試 験 観 察		2	2	0					
準少年・共助等			7	7	0					
てん補状況										
備 考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」（（無免許）過失運転致死傷保護事件、（無免許）過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件（無免許）危険運転致死傷保護事件及び車両運転による（業務上・重）過失致死傷保護事件）及び「道交等」（道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件）をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名) 大津家庭裁判所

事件の種別 庁名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	彦 根 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部
家 事 事 件	18	17	1	1				
人 事 訴 訟 事 件	0	0	0	0				
少 年 事 件	9	9	0	0				

(注)

- 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 期日立会い命令については計上しない。

(別紙様式第1)

家庭裁判所調査官の家事事件及び人事訴訟事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 和歌山家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出張所													
					配置 支部 総数	田 辺 支 部	新 宮 支 部	支 部	支 部	支 部	未 配 置 支 部 総数	御 坊 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	出張 所 総数	出張 所	出張 所	出張 所	出張 所	出張 所						
総 数			1572	1055	405	309	96	0	0	0	112	112	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家事事件	家事事件総数		1568	1052	405	309	96	0	0	0	111	111	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	審 判	別表第1	359	226	108	79	29				25	25								0									
		別表第2	75	58	17	9	8				0	0								0									
		期日立会い	37	28	9	5	4				0	0								0									
	調 停	別表第2	673	479	134	110	24				60	60								0									
		期日立会い	536	386	107	86	21				43	43								0									
		別表第2以外	368	222	124	93	31				22	22								0									
		期日立会い	302	180	106	81	25				16	16								0									
	共 助		1	0	1	0	1				0	0								0									
	雑	保全処分	14	14	0	0	0				0	0								0									
		保全処分以外	78	53	21	18	3				4	4								0									
人 事 訴 訟 事 件			4	3	0	0	0				1	1																	
てん 補 状 況			1:本庁／新宮支部／審判別表第1／1件								てん補を実施した庁名							てん補を実施した庁名											
											田 辺 支 部																		
備 考																													

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。

なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。

- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(店名) 和歌山家庭裁判所

事件の種別 片 名			総 数	本 片	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
					支 部 総 数	田 辺 支 部	新 宮 支 部	支 部	支 部	支 部
総 数			558	409	149	138	11	0	0	0
一 般	一 般 総 数		323	240	83	75	8	0	0	0
	観 護 措 置		50	36	14	14	0			
	在 宅	通常調査	263	197	66	58	8			
		簡易面接	0	0	0	0	0			
		書面照会	0	0	0	0	0			
	試 験 観 察		10	7	3	3	0			
交 通	交 通 総 数		234	168	66	63	3	0	0	0
	致過 死失 傷運 等転	観護措置	0	0	0	0	0			
		在 宅	106	66	40	38	2			
	道 交 等	観護措置	7	7	0	0	0			
		在 宅	116	90	26	25	1			
	試 験 観 察		5	5	0	0	0			
準少年・共助等			1	1	0	0	0			
てん補状況										
備 考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」(（無免許）過失運転致死傷保護事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件(無免許)危険運転致死傷保護事件及び車両運転による(業務上・重)過失致死傷保護事件)及び「道交等」(道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件)をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名) 和歌山家庭裁判所

事件の種別 庁 名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	田 辺 支 部	新 宮 支 部	支 部	支 部	支 部
家 事 事 件	47	34	13	12	1			
人 事 訴 訟 事 件	2	1	1	1	0			
少 年 事 件	10	8	2	2	0			

(注)

- 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 期日立会い命令については計上しない。

(庁名)名古屋家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出 張 所							
					配置 支部 総数	一 宮 支 部	半 田 支 部	岡 崎 支 部	豊 橋 支 部	支 部	未 配 置 支 部 総 数	支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	出 張 所 総 数	出 張 所	出 張 所	出 張 所	出 張 所	出 張 所
総 数			10097	5393	4704	1000	890	1805	1009	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家 事 事 件	家事事件総数		10063	5378	4685	990	888	1800	1007	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	審 判	別表第1	1615	933	682	162	218	136	166		0								0				
		別表第2	694	365	329	113	91	96	29		0								0				
		期日立会い	152	65	87	34	22	28	3		0								0				
	調 停	別表第2	4956	2656	2300	462	334	978	526		0								0				
		期日立会い	4005	2163	1842	367	233	819	423		0								0				
		別表第2以外	1804	976	828	134	133	382	179		0								0				
		期日立会い	1486	805	681	113	100	314	154		0								0				
	共 助		0	0	0	0	0	0	0		0								0				
	雑	保全処分	151	76	75	30	26	7	12		0								0				
		保全処分以外	843	372	471	89	86	201	95		0								0				
人 事 訴 訟 事 件			34	15	19	10	2	5	2		0												
てん 補 状 況											てん補を実施した庁名							てん補を実施した庁名					
備 考																							

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。

なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。

- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。